

団 体 概 要 書

団体名	社会福祉法人狛江市社会福祉協議会
所在地	東京都狛江市元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内
代表者	会長 高木 光
設立年月日	昭和 45 年 5 月 22 日
職員数 (会員数)	職員数 62 名 (常勤職員 36 名、非常勤職員 26 名) 会員数 3063 名 (正会員 3006 名、特別会員 57 名)

【主な活動内容】

狛江市社会福祉協議会（狛江社協）は、社会福祉法第 109 条に規定された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」で、公共性の高い社会福祉法人です。広い意味での社会福祉の視点に立脚し、地域の社会福祉事業経営者、福祉活動を行う方々及び多くの市民の参加により民間の立場から福祉のまちづくりを目指しています。市民主体の地域福祉活動の推進・支援のほか、行政からの受託事業や介護保険法や障害者自立支援法に基づく福祉制度の一部を担っています。

主な事業は次のとおりです。

1 共助の推進役として

(1) 小地域福祉活動の推進

住民主体の「顔の見える関係づくり」と「見守り支え合い」の活動を推進・支援しています。

市内 4 つのエリアを想定し、それぞれ特徴を活かした住民活動を支援しています。

(2) ボランティア・市民活動の推進

ボランティアセンターとして、ボランティア・市民活動の推進、福祉教育の推進のための各種事業を行っています。

(3) 笑顔サービス（有償家事援助サービス）の実施

会員制による住民同士の相互扶助として「笑顔サービス」を行っています。

2 公助の担い手として

(1) 障がいのある方への支援

- ・ アンバランスな発達がある就学前児童の「子どもの発達相談」と「早期

<様式2>

療育訓練事業“ぱる”の受託・運営

- ・ 重度の知的障がいがある成人の通所訓練室「麦の穂」の運営
- ・ 障がい者地域自立生活支援センター・障がい者就労支援センター「サポート」の受託・運営

(2) 高齢の方への支援

- ・ 地域包括支援センターの受託・運営（介護保険法）
- ・ 居宅介護支援事業所の経営（介護保険法）

(3) その他

- ・ ホームヘルパーステーションの経営（介護保険法・障害者自立支援法等）
- ・ 「あんしん狛江」の受託・運営（判断能力が不十分な方の権利擁護と苦情対応）
- ・ 生活福祉資金の貸付相談